市財発 第　　75号
平成26年11月20日

各課等の長　殿

財 政 課 長

平成27年度予算編成方針について（通知）

このことについて、次のとおり予算編成方針を通知する。

【国の動向】

日本の経済は、「三本の矢」の政策により生まれ変わりつつあり、その変化を一過性のものとせず持続させ、更なる経済の好循環により大きな成長と発展につなげるべく「経済財政運営と改革の基本方針 2014」並びに「日本再興戦略 改訂 2014」を平成 26 年 6 月 24 日に閣議決定した。

このような施策に基づき、「成長志向型の法人税改革」、「女性の更なる活躍促進等による担い手の創造」、「医療、農業等における制度改革」などにスピード感をもって取り組み、その成長の成果を地域の経済構造改革や活性化など全国へ波及させるとしている。

また、地方の人口減少や経済の活性化対策を国の重要課題と捉え、「まち・ひと・しごと創生本部」を立ち上げ、国民が安心して働き、若い世代の子育てを支援するなど将来に向けて夢や希望が持てるよう魅力あふれる地方を創生するとした基本方針案が示された。

一方、内閣府が発表した9月の月例経済報告では、「景気は、一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いており、先行きについても、緩やかに回復していくことが期待される」としながらも、「駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある」と注意を促すなど、楽観できない状況が続いている。

こうした中、国の「平成 27 年度の予算概算要求に当たっての基本的な方針」では、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すメリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し無駄を徹底して排除するとしており、年金・医療、東日本大震災復興対策に係る経費を除く基礎的財政収支対象経費については、前年度当初予算から 10%削減した範囲内で要求することとした一方、予算の重点化を図るため「新しい日本のための優先課題推進枠」により、別途要望基礎額に 30%を乗じた額の範囲内で要望できることとし、各省庁からの概算要求総額は、過去最大となった昨年を上回る 101 兆 6,806 億円に達している。

【地方財政を取り巻く環境】

超高齢社会の到来に伴う社会保障費の増加や、臨時財政対策債の制度継続に伴う地方債残高の増加等により、依然として厳しい状況が続いている。

このような中、総務省が8月に公表した「平成 27 年度地方財政収支の仮試算」では、地方税が 6.2%増となっているものの、本来の役割が適切に発揮される総額を確保するとしている地方交付税は 5.0%の減、臨時財政対策債も 0.9%の減となっており、険しい状況を見据えた財政運営が求められている。

また、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」では、地方財政の透明性向上や財政マネジメントの強化を図るため、公共施設等の状況を把握し長期的な視点から更新・統廃合・長寿命化など総合的かつ計画的に管理を行う「公共施設等総合管理計画」の策定や、各地方公共団体の財政状況が比較可能となる統一的な基準による地方公会計の整備を促進することなどを決定しており、策定・整備に向けた遺漏のない取り組みが必要である。

【本町の財政状況】

平成20年度より「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、特別会計、企業会計及び一部事務組合などを連結した負債の比率等の新たな財政指標(健全化判断比率)が設けられた。平成21年度からその指標を超える団体は早期健全化計画や外部監査等を義務づけられ、起債の制限を受けることとなった。本町の平成25年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率が黒字のため未計上、実質公債費比率9.4%、将来負担比率91.6%であった。実質公債費比率については、県平均10.9%を下回っているものの、将来負担比率については県平均46.1%よりも高い数値であり、依然として本町の財政規模に対して将来にわたる負債の割合が県平均よりも高い状況である。次に経常収支比率について、平成25年度は77.6%と平成24年度より0.8ﾎﾟｲﾝﾄ改善することが出来た。これは、分子の経常経費充当一般財源が減少し、分母の経常一般財源総額が増加していることによるが、今後とも引き続き、経常経費の削減を進めていく必要がある。

また中長期的には、平成27年度をもって普通交付税及び臨時財政対策債の合併特例法の特例措置が終了し、平成28年度より5年をかけて段階的に削減される。平成25年度実績において、合併算定替分は普通交付税と臨時財政対策債を合わせて10億251万6千円と算定された。しかし、平成26年度に「支所に要する経費」が創設され縮減額は3億円程度軽減される見込みとなった。

ただし、縮減額が約 10 億円から約7億円程度に軽減されたとしても、厳しい状況に変わりはなく、今後、この削減に対して、経費削減の努力・普通建設事業の大幅な削減を行ったとしても、平成33年度には、充当可能財源である財政調整基金・減債基金が底をつく事態も想定されており、財政の抜本的な見直しが急務の課題となっている。なお、普通交付税等の縮減の更なる軽減について総務省にて検討が行われているが、詳細は不明である。

【平成27年度の財政見込み】

歳入においては、総務省の「平成27年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】」によると、地方税等は対前年度比5.7%増とする一方で、臨時財政対策債は対前年度比△0.9%、地方交付税は出口ベースにおいて対前年度比△5.0%となっている。その結果、地方税等、特例交付金、地方交付税、臨時財政対策債を合わせた一般財源においては、対前年度比2.1%増と算定されている。しかし、その試算を本町に当てはめた場合、一般財源は平成26年度に比べ△100,039千円と大

幅減となるので、厳しい状況を想定しなければならない。

一方、歳出においては、事業実施計画における継続事業や新規事業を俯瞰すると、少子化対策及び高齢化及び新規事業による扶助費の増、大型建設事業による普通建設事業費の増、特別会計繰出金増など、歳出額の大幅な増額要求の可能性が見込まれる。

更に、平成27年度は合併して10年目を迎え、合併特例法の特例措置の縮減開始後の財政運営を職員全員が真摯に捉え、財政破たんを回避し、限られた財源の中で第1次総合計画に係る事業を的確に実施していかなければならない。

【予算編成方針】

本町は、第2期集中改革プランの目標と合併特例法の特例措置終了後の財政状況を念頭におき、事務事業の見直しを行い、経常経費の削減に努め、第1次総合計画で示されたまちづくりを推進しなければならない。このことを全職員が再認識し、限られた財源で最大の効果が得られるよう、次のとおり平成27年度の予算編成を行う。

※第2期集中改革プランの期間は25年度までとなっていますが、その目標は27年度も引き続き継続してください。

1. 年間総計予算編成

平成27年度当初予算は、年間総計予算編成とする（補正計上を予定しているものでも見込みで要求のこと）。補正予算は、特定の場合を除き災害発生、法制度改定、突発的な事由等により生じたものに限定します。

2. 計画等に基づいた予算編成

（1）第1次市川三郷町総合計画に基づいた予算編成

①地域の課題など総合計画に掲載されているものを把握し着実に遂行すること。その上で厳しい財政を踏まえつつも優先度、緊急度を十分に吟味したうえで予算に反映させること。

②新規施策事業については、スクラップアンドビルドの原則に基づき、既存事業の徹底した見直しを行なったうえで計上すること。

（2）第2期集中改革プランの目標と合併特例法の特例措置終了後の財政状況を念頭においた予算編成（歳出削減へ向けての全庁体制による取り組み）

①所管する事務事業については、事業の必要性、事業効果、行政と民間の適切な役割分担、合併効果など総合的な見地から抜本的な見直しを行い、不要不急な事業を積極的に廃止や事業費の削減を行うこと。

また、所管する施設の今後のあり方についての検討を行うこと。

②経費削減にあたっては、全庁あげて努めているところであるので、事業に伴う経費から物品の購入、資料の印刷等事務費に至るまで、徹底的に見直しを図るものとし、プランの目標額の

削減を目指すこと。
③補助金等については、補助金等審査委員会の審査結果に基づいた予算要求を行うこと。また、新規補助金は、補助金等審査委員会に諮りその判断に基づいた予算要求を行うこと。
④税、使用料及び負担金等については、適正な徴収率等を考慮した予算要求を行うこと。

（3）公債費負担の適正化に向けた予算編成

地方債においては、各会計の残高が多額になっているため発行の抑制を図り、実質公債費比率の抑制に努める。また交付税措置等のある有利な起債を活用すること。

（4）公営事業及び公営企業の経営健全化を目指した予算編成

繰出基準を上回る繰入金を要求する場合には、費用の最適化及び受益者負担の適正化について検討し、その適正化に係る計画を策定すること。

（5）その他編成

国県支出金については、国県等の予算が未確定であるため、制度の新設改正が確実なものを除き、原則として現行制度により編成すること。ただし、補助金等が廃止され交付税算入される場合を除き、廃止、圧縮に係わる一般財源振替は行なわないこと。

3. 予算編成注意事項

① **投資的経費、新規ソフト事業**においては、**事業実施計画のヒアリングから予算計上の指示を受けたものを順次見積もること**。また、**必要性・緊急性等を鑑みて、事業の優先順位を定めておくこと。**

特に町債充当事業においては、公債費負担適正化計画等において借入目標額を設定しているので、極力事業費を抑制するとともに、事業年度を延長するなどの措置も考慮に入れること。財源、必要度及び緊急度を考慮した上で査定を行います。

② **義務的経費（人件費、扶助費、公債費）は、所要額で見積もること。**

ただし、町単独事業に係る扶助費については、事務事業の見直しを図るとともに、その優先順位を決めておくこと。また、扶助費の予算残が多いので、要求額の算定については過大計上しないように留意すること。

③ **義務的経費を除く経常経費**

厳しい財政状況を踏まえて、特に**需用費**（光熱水費及び燃料費を除く）、**役務費**（保険料を除く）、**委託料**、**備品購入費**については

一般財源ベースで昨年度の予算額の96%以下

とすること。また、**その他**についても、**一般財源ベースで昨年度の予算額を下回る**よう予算要求を行うこと。

特に、新規の事業を要望する場合には、優先順位の低い事業の廃止または縮減を行った上で、上記要件を満たすように要求を行うこと。

④　**特別会計、企業会計も上記のことを厳守するものとする。**

特別会計においては、一般会計からの繰入金を要求するときにおいて、会計の赤字額をより鮮明にするため、

予算要求書の歳入繰出金項目の要求内容説明欄に繰出基準で算定した繰入金と繰出基準以外の経費を分けて見積もること。

【一般的事項】

※　各会計においては使用料などの収入の確保を図り収支の均衡を図ること。

※　起債事業を実施する会計においては、熟慮して予算要求を行うこと。

※　医療介護給付費等においては、扶助費と同様に見積もること。

⑤ **その他**

※予算が絡む事業変更または突発的事項等については、多額な財源の確保も必要になる可能性があるため、**調整会議**にかけ担当課だけの判断をしないこと。